

# 「(仮称)戸田市議会の個人情報の保護に関する条例の骨子(案)」について

## 1. 背景

戸田市議会が管理する保有個人情報については、「戸田市個人情報保護条例(平成11年条例第3号。以下、「条例」という)」で規定されています。

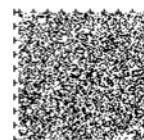
また、「戸田市議会を実施機関とする個人情報保護に関する規則(平成11年7月議会規則第2号)」では、戸田市議会が管理する保有個人情報に係る条例の施行については、「戸田市個人情報保護条例施行規則(平成11年規則第15号)」の例によるものと規定しております。

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)いわゆる個人情報保護法が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールの規定により、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

これにより、各地方公共団体には、改正後の個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、法第2条第11項第2号で、議会は適用対象から除かれていますことから、議会が管理する個人情報を引き続き適切に保護することを目的に、「(仮称)戸田市議会の個人情報の保護に関する条例」の制定に向け、検討してきました。

## 2. 戸田市議会の個人情報の保護に関する条例制定内容

- (1) 戸田市個人情報保護条例の廃止(予定)に伴い、「戸田市議会を実施機関とする個人情報保護に関する規則(平成11年7月議会規則第2号)」を廃止し、併せて「(仮称)戸田市議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定することとしています。



- (2) 令和5年4月1日施行の個人情報保護法に準拠し、「(仮称)戸田市個人情報保護法施行条例及び戸田市情報公開条例」と整合性を図り、議会が管理する保有個人情報を適切に保護することを目的に、「(仮称)戸田市議会の個人情報の保護に関する条例」を新規制定することとしています。
- (3) 罰則規定は、法に準拠し規定することとしています。
- (4) 開示請求に係る手数料は、無料としています。ただし、写しの交付や複製、送付に係る実費は、請求者の負担としています。
- (5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ引き続き諮問することができるとしています。併せて、開示請求等に係る審査請求についても、同審査会へ引き続き諮問することとしています。

